こ保運第1017号 令和4年10月7日

各保育・教育施設設置者 様 施設長・園長 様

> 横浜市こども青少年局 保育・教育運営課長

保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン及び 園バス(車両送迎)や児童の欠席把握等に関するアンケート結果の送付について

日頃から本市の保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。 また、先日は園バス(車両送迎)や児童の欠席把握等に関する緊急アンケート(令和4年9月 8日こ保運第877号)に御協力いただきありがとうございました。

御存知のとおり、令和3年7月に福岡県、令和4年9月に静岡県において、送迎バス内に取り 残された児童が死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。安全管理は日々行われている 日常的な業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。

これらの事案を受けて、本市として保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドラインを策定しました。

各園におかれましては、本ガイドラインを参考として、児童の車両送迎に係る安全管理について再点検し、職員会議等で話し合い、園の実情に合わせた園ごとのマニュアルを整備し、児童の命を守る仕組みづくりを進めていただきますようお願いいたします。

1 送付資料

- (1) 保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン (<u>巻末に「車両送迎</u>の安全管理マニュアル作成例」を添付)
- (2) 園バス (車両送迎) や児童の欠席把握等に関するアンケート結果
- ※ ガイドライン及び車両送迎の安全管理マニュアル作成例は、横浜市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/basu.html

※ 今後、国のガイドライン等が示された際、 内容を更新する場合があります。



担当 保育・教育運営課 運営・指導係 電話 045-671-3564 FAX 045-664-5479 Eメール kd-unei@city.yokohama.jp